

岩手県内においていまだ感染者が確認されていない状況を維持していることは、日常的な感染症対策を徹底していただいている市民のみなさまのご努力の成果であり、心から感謝申し上げます。

国の緊急事態措置の5月31日までの延長決定を受け、県が定めた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置により、5月7日以降は各種施設への休業の協力要請は行わないこととなりましたが、都道府県をまたいだ移動の自粛、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛などの要請については引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

市の施設の休館・利用休止措置については、5月7日から原則として利用を再開することといたしますが、実施に際しては、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」などを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどの基本的な感染症対策をしっかりと行うこととしております。

また、市民のみなさまの経済的不安を解消するため、特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金の支給につきましては、5月7日から申請書の発送を順次行い、5月の中旬をめどに支給を開始するよう速やかな給付に努めてまいります。また、雇用の維持、事業の継続等を図るため、事業者のみなさまに対して各種支援策を併せて進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症への対応が長丁場になることが予想されており、今後は、感染防止の対策と社会経済活動の維持の両立が必要となり、そのためには、国が新たに示した「新しい生活様式」を、我々一人ひとりが実践し、定着させていくことが重要となってきます。

市民一丸となってこの困難を乗り越え、事態の収束につながりますよう、あらためて、ご理解とご協力をお願いします。

令和2年5月6日

盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（盛岡市長） 谷 藤 裕 明